

令和5年度 社会教育委員会議第2回定例会議事録（摘録）

1 日 時 令和5年7月24日（月） 午後6時30分～午後8時35分

2 場 所 高津市民館 大会議室

3 出席者

(1) 委 員

岩木委員、金丸委員、下田委員、山本委員、石川委員、町田委員、大津委員、井口委員、秋元委員、奥平委員、河村委員、丹間委員、中村委員、長岡委員

(2) 事務局

大島生涯学習部長、山口生涯学習推進課長、米井生涯学習推進課担当課長（事業調整）、柿森生涯学習推進課担当課長（施設整備）、竹下文化財課長、関生涯学習推進課課長補佐（管理・振興）、小柳津文化財課課長補佐、柳尾職員、小林職員、小田職員

4 議 題（すべて公開）

(1) 報告事項

- ① 専門部会報告 【資料1】
- ② 指定都市社会教育委員連絡協議会の報告について

(2) 協議事項

- ① 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について 【資料2-1～2-3】

5 その他

6 傍聴 4人

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第2回社会教育委員会議を始めさせていただきますと思います。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

会議に先立ちまして御報告させていただきます。この会議は、市の審議会等の会議となっておりまして、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、個人情報に関わる事項を除いて、公開が原則となっております。会議の内容や発言された委員の皆様のお名前も公開の対象となりますので、御了承いただけますようお願いいたします。また、本日は傍聴の方もいらっしゃっていますことを、併せて御報告をさせていただきます。本日の委員の出席状況は、20名中11名となっており、委員定数の半数以上となっておりますので、本日、川崎市社会教育委員会議規則第4条に基づきまして、会が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の終了は、会場の都合もございまして、遅くとも20時30分までとさせていただきますと思います。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

< 資料の確認 >

なお、地域計画等に関する質問・意見書（第2回後）でございますが、こちらにつきましては、前回と同様に、本日の会議後にも引き続き皆様から御意見等をいただきたく、お配りしているものでございます。

また、令和4年度第9回定例会の会議録（案）につきましては、前回の定例会において再度確認する点がございましたので、確認の上、メール等でお送りさせていただきます。事前に御覧いただいているかと思いますが、こちらで確定としてよろしいでしょうか。

< 確認のうえ、承認 >

ありがとうございます。

また、あわせて前回、令和5年度第1回定例会の会議録（案）につきましてもお送りさせていただきますが、こちらのほうで確定ということによろしいでしょうか。

< 確認のうえ、承認 >

ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。以降の議事運営につきましては、議長にお願いしたいと思います。中村議長、よろしくをお願いいたします。

【中村議長】 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 報告事項（1）専門部会報告について事務局からお願いいたします。

< 事務局から専門部会報告について、資料1に基づき説明 >

【中村議長】 事務局からの説明について何か御質問、御意見等があればお願いします。よろしいですか。

< 意見無し >

【中村議長】 続きまして、報告事項（2）指定都市社会教育委員連絡協議会の報告について、事務局からお願いいたします。

< 事務局から指定都市社会教育委員連絡協議会の報告について、参考資料に基づき説明 >

【中村議長】 事務局からの説明について、何か御質問、御意見があればお願いいたします。よろしいですか。

< 意見無し >

続きまして、3 協議事項（1）文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、文化財課長からの説明より前に、資料2-1について事務局のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

前回の会議、またその後に、皆様からいただきました御意見をこちらの一覧表のほうにまとめさせていただきました。表のほうを見ていただきますと、左側から、意見書でいただいたか、会議の中でいただいたかということ、また、恐縮ながら委員のお名前、そして、種別ということで、提案・質問・意見の3種類に分けさせていただきました。①質問・意見のところには、いただいた御意見をまとめさせていただいたものを記載させていただいております。ここではまだ意見書にまとめるには文字数が多いので、②のところには、①の御意見、御質問・御要望等を要約させていただいた一覧をつくらせていただいております。お一人の委員から一つの御意見としていただいたものも内容によって分割のほうもさせていただいております。こちらの作業の中で、委員の皆様の御意向と違うような形で要約されているようであれば、ぜひこの場で教えていただけるか、もしくは会議の後でも結構でございますので、御指示いただければ修正してまいりたいと思えます。そして、一番右側、③でございますが、いただいた御意見等に対しまして、所管課である文化財課のコメントを入れさせていただいております。裏面もございまして、全部で23の御意見いただいておりますので、一つ一つ御説明を申し上げますと、またお時間の関係もありますので割愛させていただきます、説明は以上としたいと思います。

【中村議長】 皆さんの意見にしっかりと答えていただきました。ありがとうございました。

前回の定例会では、井口委員からデジタルアーカイブの事例についてお話があったと思います。井口委員から事例の御紹介をお願いいたします。

【井口委員】 前回お話しさせていただいた、デジタルアーカイブの事例について御紹介したいと思います。何か参考になるかなと思いましたが、この南アルプス市の「ふるさと〇〇（まるまる）博物館」というウェブサイトで、3Dのデジタルマップの中で市内のいろいろな時代の文化財をアーカイブにして、写真をクリックすると情報が出てくるというものです。いろいろ工夫されていて、下のバーを操作すると戦国とか、室町とか、時代ごとに見えるようになっていて、いろいろな検索ができるような機能も実装されています。文化財を活用するということに、デジタルアーカイブとして時代とか世代を超えたアーカイブをしていくという方法があります。ページが変わりまして、これは〇〇（まるまる）博物館の中の「〇（まる）博アーカイブ by ぼこ（kids）」というものです。毎年小学校の授業でやっている地域学習の紙で作った成果物が、毎年どんどん学校の準備室とかに積み重なっていつまでか、世代が変わるごとにみんな取り組んでいるのにそういうものが全然アーカイブされていない、可視化されないよねというところで、横並びに見ていくことができるというものです。このように、市民の活動をデジタルで閲覧していき、アーカイブしていけるようなものを作成されているというものもごさいます。これは南アルプス市さんが作っていて、東京大学の研究室とかと連携してやっていますが、このアーカイブ自体がRe:Earthというサービスを使っています、実はこれは誰でも無料で作成できるツールとして公開されております。例えば、これは恐らく南アルプス市の職員さんが自分で作ったのだらうと思いますが、南アルプスの甲斐源氏マップというものがあります。マーカーのリンクをクリックすると、いろいろな文化財とかの説明を閲覧することができます。こういうふうに、デジタルで閲覧していくというだけではなくて、自分たちで作ってみるというのできるのが、この3Dマップを使ったデジタルアーカイブの手法のよいところかなというふうに思っております。前回、デジタルの活用のお話が出ていたかと思うので、御紹介させていただきました。

また、東京大学での取組としてこういう事例もあるよということで、ヒロシマ・アーカイブを御紹介します。広島女学院という高校の生徒が、ずっと被爆者の証言を集めるという取組を部活動としてやられていたものをデジタルアーカイブにしていくというもので、ストーリーを持っている方と実際にストーリーを伝える手法を持っている方、ヒロシマ・アーカイブの場合だと被爆者の方と高校生が、協働して作っています。地図上の赤い丸が爆心地ですが、証言をされた方がどこで被爆したかという場所がわかるようになっていきます。こういう見せ方も使いながら、ストーリーと結び付けてどう表現するかということをして市民と一緒に作っていくことができるというのは、一つよいものかなというところで、御紹介させていただきました。以上になります。

【中村議長】 すばらしいですね。ありがとうございました。今ご紹介いただいたものは、URLとかを教えていただくことはできますか。

【井口委員】 はい。

【中村議長】 そうしたら、事務局にお伝えいただきまして、皆さんに配信していただけた後でゆっくり見られるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、事務局から、幸市民館で実施したデジタルアーカイブに関する事業について御説明をお願いいたします。

【事務局】 これも井口委員のほうから前回御案内いただいたものでございますが、実は幸市民館の平和・人権・男女平等推進学習においても、「川崎の戦争を伝えるデジタルアーカイブをみんなで制作しませんか」ということで、参考資料で配布しておりますチラシのような取組を行っております。

裏面を見ていただきますと、制作イメージと書いてございますが、先ほどのRe：Earthをまさに活用したような形で、東京大学さんのほうに御協力いただきながら、実施をいたしまして、成果物につきましては、平和館で実施しているイベントで展示させていただいたという経緯がございます。簡単ですが以上でございます。

【中村議長】 ただいまの事務局と井口委員からの御説明について、何か御質問、御意見等がございますか。また、資料2-1についての補足、御説明などがあればお願いしたいと思っております。

< 意見無し >

【中村議長】 デジタルアーカイブは、とても大事だと思いますので、そういうこともこれから検討していくといいかなと思っています。

御意見などがありましたら、後ほどでも結構ですのでいただければと思います。

続いて、所管課から資料の御説明をお願いしたいと思います。

< 所管課から、資料2に基づき説明。 >

【中村議長】 今、所管課から地域計画の全体像について御説明いただきましたが、御意見、御質問等がありますか。

【秋元委員】 私は橘樹官衙遺跡群に関心があって、二度ほど伺ったことがあるので、興味を持っております。資料の通し番号12ページ(2)の文化財の確実な保存・継承・修理・整備、その②で、保存活用のための個別計画の策定・運用とございますね。ここの真ん中に橘樹官衙の整備、基本計画の策定・計画に基づく整備の実施と書かれていますが、

令和4年12月23日にあった教育委員会の会議録を拝見しましたら、橘樹官衙の古代の倉庫1棟を復元整備して3棟を一部立体表示しますと、その辺がより具体的に書いてありました。ここについて、私の解釈だと、多分倉庫を復元する、それを実際に見られるというのは、例えば意見まとめのNo. 3にある石川委員のいわゆるリアルツアーにつながるのかなというふうにと考えたのと、もう一つ、同じく石川委員のほうで、2番目の質問でデジタルツアーと書かれていて、そういう意味で、このリアルツアーは多分復元整備で実現できると思いますが、デジタルツアーは、具体的に予定というのは計画に入っておられるのかを伺えればと思いました。

【竹下文化財課長】 ありがとうございます。まず、この資料のページでいうと4ページの左側、確実な保存・継承・修理・整備、個別計画の運用②のところですが、橘樹官衙遺跡群について、こういった史跡の整備というのはかなり長いスパンでやっていく必要があります。周りに家が建っていたり、全容がまだつかめていない中で、発掘調査のところから随時調査をしながら進めていく中で明らかになってきたものも多いものですから、これからも多分10年、20年、30年というスパンで整備をしていくということで、個別のこういう計画が既にできているというところになります。

今は遺跡に行っても解説板があるだけで何も建物が無いのですが、古代の役所の倉庫の復元作業が秋口から始まりまして、来年の5月ぐらいには建物ができることとなります。今までももう10年以上、いわゆるリアルツアーとして現地、それから周辺の史跡を巡るようなツアーもやっております、好評をいただいておりますが、そこに建物ができますので、例えば中に入ってもらうとか、建物を活用してリアルツアーは引き続きやっていくこととなります。デジタルについては、今も細々ですが、橘樹官衙の昔の倉庫のイメージがスマートフォンなどで仮想で浮かび上がるような取組はやっていますが、もう少し発展させて、あの場所に4棟の倉庫があったところを1棟だけ復元をするので、それ以外の3棟もビジュアル的に見ることができるようになるとか、いろいろなことも考えて、年に何回か行うリアルツアー以外にも、行ったときにスマートフォンなどを使って昔の状況を把握することができるような、そういった取組も考えております。

【秋元委員】 ありがとうございます。多分、来年の5月頃というのは、恐らく川崎市が100周年を迎えるという、ある意味で記念行事の一つの目玉といたら変ですけども、そういう位置づけなのかなというふうに理解しております。

デジタルツアーの関係なのですが、文化財課の課長補佐でいらっしゃる栗田様が、朝日新聞に2018年（5月12日）に書かれていた橘樹官衙のことで、正倉院の軸が7世紀後半と8世紀とでは、最初の頃は西に30度ずれていた軸が8世紀になると南北で真っすぐなっていますと書いてあります。そのところが、私がほかの本で読んだところだと、この辺は、いわゆる大陸の唐よりも朝鮮半島、新羅の影響が7世紀後半は強かったんで、そういう正倉もあるんだと。その頃、藤原京もそうだし、やはりかなり朝鮮半島は新羅の影響が強かった。ところが、その後、大宝律令ができて、遣唐使も復活するようになって、そうすると、今度はまた唐の、大陸の影響が強くなってくると。そう

して、平城京もできてくるというような、そういう朝鮮半島や大陸からの影響というのは、資料2-1にある奥平委員さんの御意見（No. 8）とも関連しますが、沖縄やコリアンとの関係も含めて、ダイバーシティ、多文化共生という視点が必要ではないかというところ。もう少し長い時間軸、歴史スパンで一つの橘樹官衙の正倉院の軸の向き、工法というものと、いわゆる朝鮮半島との人の交流、文化の交流というものも含めて、見ていく必要があると思います。その辺を復元するのは難しいと思いますが、そこを今度はデジタル、仮想の空間で、先ほどの正倉の話だと、軸がこういうふうにならなっていたが、8世紀の初めになったら真つすぐそろったということを実現するとか、そういった形で実際のリアルツアーの復元の建物と、そういう仮想の空間でのデジタルツアーができるというと思います。そういうような取組があると、もっと長い歴史の中で、実は朝鮮半島とここら辺というのは、実は深く関りがあるんだなということが分かるのではないかなと思います。それは、ただ本を読んでもあまりぴんとこないもので、せつかく来年、記念行事もあると思うので、そういうところで、リアルのみならずデジタルの部分も併せて、勉強の材料とか歴史の資料として、準備していただけるとすごく深みが出てくるのではないかなと思ひまして、その辺、御検討いただければありがたいなと思ひました。以上です。

【竹下文化財課長】 ありがとうございます。あくまで、今までの調査の成果としてわかっている辺りは、律令制度が始まって廃れるまでの間の役所が入っていた場所になります。時代的な移り変わりの中で、そういった南北軸がずれているような時代もありますので、そういったところを分かりやすく説明していく必要はあると思います。

それから、やはり川崎での歴史、発掘したところから分かること、そういったところがやはり中心になるのかなと思います。あとは、日本全体の流れとして、大陸からの文化を受容していく中で、中国、それから朝鮮半島、そういったところと関わりが当然ありますので、特に川崎として歴史文化の特徴として出せるようなところ、そこを書いていくことになるかなとは思ひています。

【下田委員】 まず、私のほうの要望として、最初にあるのは、やはり文化財をどのようにして保護、活用していくかというのを、この社会教育委員会議の御意見を聞きたいという趣旨で始まったとは思ひますが、私自身、文化財とは何だろうと考えて、なかなか難しいものがあると思ひています。特にこの中では、川崎市の文化財というふうに限定すると、有識者の方も、川崎市の文化財といっても多分ぴんとこないというか、よく分からないという方が多いのではないかなと思います。私は、もっと言ってしまえば、川崎市民でありながら、橘樹官衙遺跡についてほとんど知らなくて、川崎市の文化財について語るというときは、やはりある程度の基礎知識、土台がないと、一般的な保護・活用の指針としては出るでしょうけども、川崎市の具体的なものの保護・活用とかというもののアイデアにはなかなかつながらないという気がします。そういう問題意識で、では、私自身はどう関わったらいいかなと一生懸命この間考えまして、私は川崎市の総合文化団体連絡会というところから出ていますけれど、その総合文化団体連絡会で昨年発行し

た文化かわさき第43号のテーマがちょうど「特集：地域のお宝・文化財再発見」です。できればこれを社会教育委員の方にも配っていただいて、読んでいただくと、随分川崎市のお宝とか文化財というものがどういうものがあるのかというのが、非常にイメージとして分かりやすくなるし、今後の議論にも役に立つのではないかなというふうに思います。秋元さんから出ていた橘樹官衙遺跡についても、専門的に今後こういうふうにするのは、かなり詳しい取組とイメージ図まで含めたものがここら辺に載っていますので、ぜひ参考にしていただければありがたいなというふうに思います。

それが一つと、あと、それとの関連でいうと、川崎市民の中でこの計画を立てていく上で、やはりいろいろなつながりが必要になってくるということで、そのとおりに思いますけど、総文連の位置づけみたいなものが、市民との連携のところにはあまりはっきり書いていないので、もっときちんと位置づけていただいて、書いていただくと良いのではないかなと思います。総文連は、各区の文化団体の代表や理事の方が集まっている団体なので、各区のいろいろな文化財や地域のことについては、よく知っている人たちが集まっています。そういう人たちを活用するというか、そういう意味でも、位置づけとして、市民との連携のところには一般論としてしか書いていないが、はっきりと位置づけていただいたほうがいいかなと思います。

もう一つ、巻頭に、川崎市教育委員会文化財課の課長補佐の河野さんという方が書かれた、「川崎市の文化財と文化財保護行政について」というテーマの論文が載っています。その中ですごく強調しているのは、「文化財は、国や地域の歴史を知るために欠かすことのできないものであり、未来の文化の基礎をなすものです。一度失われてしまえば再び元に戻すことはできません。」という部分で、すごく強調して熱く語っているので、なかなか読み応えのある巻頭論文です。こういう方の話なんかをどこかで聞く機会があればいいなと思いました。

最後に、読んでいて気づいた点が一つあります。資料でいうと、11ページの第4章の初めに、「平成25年(2013)年度に策定した川崎市文化財保護活用計画では」と、書いてありますが、この河野さんの巻頭論文によると、「平成26年(2014年度)から文化財保護のマスタープランである川崎市文化財保護活用計画に基づく取組を市では進めています。」と書いてあります。1年ずれています。文章として数字というのは大事だと思うので、どちらが正しいかお聞きしたいなと思います。以上です。

【竹下文化財課長】

総文連さんの取組等は、確かにあまり細かく書いていないですが、まさに皆様の御所属の団体だとかそういったところで、知識だとかノウハウ、こういうのがありますよとか、お互いに共有していただくと、非常にありがたく思います。

最後の、保護活用計画の年度の話ですけれども、実は25年度末にできたものです。実際には26年から本格的に運用してきたというところがあるので、そこは統一した書き方にしたいと思っています。

【中村議長】 今、下田委員から総文連の立場でお話しいただきましたけれども、そういう感

じで、皆さんのそれぞれの立場でこういうことを考えられるとか、協力できること等を言っていただければとてもありがたいと思います。『文化かわさき』は全員分ありますか。

【下田委員】 残部がありますので、言っていただければお配りします。

【中村議長】 そうでしたら、ぜひいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【大津委員】 先ほど、下田さんのほうからも話があったことに関連しますけれども、このテーマとして、基本方針の中で、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」というものを基本理念に掲げられています。また、地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが必要であるということも書いてあります。私の地元にもたくさん保存会とか愛する会とかいろいろな団体があって、私もいくつか参加させていただいています。そういうところの会長さんたちに説明してきましたが、これをできれば町会関係の方々にも広げていきたいと思います。町会の役員を受けているの方々の中には結構地の人が多かったり、今も講中制度や古き良き伝統文化を守っている人たちも多くいます。そうした人たちは、古いお宝を持っていたりすることがあります。ただ、お年寄りの方々が多く、なかなか動いてくれないということがあります。できれば町会を通して、多くの市民に伝わるようにポスターやチラシ配布等すると広がるのではないかなと思います。

【竹下文化財課長】 今お話のあった、川崎市で独自に制定している地域文化財の顕彰制度は、指定だとか、そういったところまでの価値はないかもしれないけれども、地域で知られているとか、身近なところにある文化財というものに光を当てていこうというものであります。今は6回目の募集をかけて、もう締め切ったところです。今まで、やはり地域の活動されている団体の方から推薦いただくことが多かったですけども、そういった方も恐らく町会とかの方とかと連携していく面もあると思います。直接動けない方がいたとしても、何かしら動ける方だったり、関連の団体の方とか、そういったところに話をつなげていただけると、こちらは全く把握していないような貴重な文化財を推薦していただくこともできるのかなとも思います。

また、せっかく決定したものがもう200件以上ある地域文化財ですが、それをさらに知っていただくというところでも、町会の方々に知っていただいて、地域の方にPRしていただくという、そういった体制をうまく使わせていただけるといいかなとも思っております。ありがとうございます。

【中村議長】 ほかにはどうでしょうか。

【金丸委員】 資料2-3のところ、ストーリー性のあるお話というところがありましたけど、私が川崎市を考えたときに、結構地名だったりとか、町の名前とか、橋の名前とか、そういうところにすごく特徴があって、そういうような名前と文化財、時代を一緒にしてまとめておくと、それこそ子どもたちが学ぶと、他の区だったり、他の場所に行った

ときに、自分の区にこういうところがあって、由来があって、名前もこういうのがあるんだよみたいな説明もできるのかなと思って、もしそういった余地があるのであれば、考慮いただけると助かります。

【竹下文化財課長】 今、地名ということでお話いただきましたけれども、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、文化財課で所管する施設として、溝の口に地名資料室という施設がございます。地名に関わる資料だったり、地図だったり、そういったものがたくさんありまして、現在は子どもたちを中心に夏休みの学習相談をやっています。市のホームページにも載せています。地名というものも一つの文化財として、身近な地名、今、橋の名前という話もありましたけど、例えば学校の名前を取っても、いわゆる昔の字の名前をつけている学校は結構あります。現住所には出てこないですけども、地域のバス停名に出てくるような名前が学校にあったりとか。地区ですと、やはり橋地区や、多摩区の稲田地区ですとか、あと、面白いものですと、中原区に玉川（ぎょくせん）地区というようなところもあります。そういった地名を、身近な、まさにお住まいのところで認識してもらおうというのも必要だと思うので、そういった要素も入れていきたいなと思っています。

【中村議長】 ほかはいかがですか。

私からも1つお聞きします。4ページのところの(3)の文化財の普及と活用の推進、文化財活用のところで、G I G A端末など環境や制度の変化への対応と書いていますけれども、先ほど井口委員がおっしゃってくださったようなデジタルアーカイブとかは考えていらっしゃいますか。

【竹下文化財課長】 まず、デジタル化については、いわゆる文化財行政のほうでも、指定文化財だったり、まさに今話をしているような地域にある関連文化財でありますとか、また、博物館の資料として持っているものを、目録化するというのとは一つあると思います。また、いろいろな文化財の情報については、先ほど井口委員のほうで映像も、南アルプス市の事例を見させていただきましたけれども、やはりあのような形で、ビジュアルで把握できることは非常に素晴らしいと思います。しかし、川崎市の現状を申し上げますと、指定文化財等のリストをまだ作成しているような状況でありまして、まず、そういったデータベースをつくるということをきちんとやった上で、その活用の仕方として、どうやってビジュアルで見せていくかというようなところを考える必要があるかなと思っています。博物館も、例えば日本民家園の古民家の情報ですとか、今は被災をしていますが、市民ミュージアムの収蔵品の情報ですとか、そういったものもデータベース化した上で、先ほどのようなデジタルアーカイブ化というのは必要かなと思っていますが、まずその前段をきちんとやるというような段階だというのが正直なところです。お金がかかったりする部分もありますが、例えば橋樹官衙遺跡群は、倉庫が来年完成しますので、デジタル的な部分でいろいろ見せることができるかなと思っています。

【中村議長】 後半のところでは井口委員がおっしゃっていた、例えば学校とかで子どもたちがつくったものを活用できるのではないかなというお話があったと思いますが、そういうものだったら、あまりお金をかけずに学校との協力とかでできるのではないかなと思いました。

【竹下文化財課長】 特に小学校を中心に地域学習ということで、3年生ぐらいから学校の回りの歴史を学んだりだとか、高学年になると、もう少し川崎市全体の歴史を学んだりするというのも授業で行われますので、各学校、いろいろな取組をされていると思います。

それから、各学校で地域学習に使える副読本のようなものをつくっていますので、この活用や、川崎市の副読本で「かわさき」という、川崎の小学生は必ずそれを見て学習し、大人が見ても非常によくまとめられている資料もあります。その各学校版のような形のものを作るにあたり、地域にこういう文化財もありますよという情報提供をして、各学校でそれを発展させていけるといいのかなというふうに考えております。

【丹間委員】 今日は各委員の御発言から、私自身も川崎市の文化財についての情報や気づきを得て、新たなことを知ることができていまして、こういう学びを市民の方がもっと気軽にできるようになるということが社会教育の視点から大事だというふうに感じていたところです。

その意味では、今、資料2-2に示していただいている素案イメージに対して、社会教育の視点からどんな補強ができるかということを考えていました。二つありまして、一つ目は、第1章のところの最初、9ページの序章の1の(1)に地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが必要だということが大前提として書かれていて、それを考える上では第4章、13ページの(4)という部分に「担い手の育成」とありますので、やはり社会教育としてはここがすごく大事だというふうに思います。

今、ボランティア制度、登録制度、講師派遣等が書かれていますけれども、もっと草の根のところ、やはり市民の方たちが、例えば、先ほど井口委員が御紹介いただいたアーカイブのように、自分で文章を書いたり写真を撮ったりして登録していけるような、そういうレベルでの市民参加を考えていくことが大事なのではないかなというふうに考えましたので、ここの部分を厚くしていくということが社会教育の視点から大事だと思います。

既に幸市民館を会場にして、戦争の記録のデジタルアーカイブの取組をされているということですので、それを一つ広げていくことも大事ですし、また、以前この会議で御紹介いただいた、地域文化財の顕彰制度については、市の公式ホームページに一覧があり、一部の文化財についてはリンクをクリックすると詳細な情報が載っていますよね。これを誰がつくるのかということがすごく大事です。やはり市民の方たちが一番地域のことについては詳しいというようなことがありますので、ぜひ市民参加型でこういうデジタルアーカイブを整備していくというのが一つ目に大事だと思ったことです。

もう一つは、先ほど議長の発言からもありましたけれども、学校との連携です。今、

学校との連携については、その一つ前のページの12ページの(3)のところの②に、副読本への掲載や出前授業のことが書いてありますが、例えば岐阜県美濃加茂市のような博学連携の先進事例を見ますと、授業を博物館の学習係の方と学校の教員の方が一緒になってつくっていくというような、そういう取組があります。やはり出前授業や副読本への掲載というだけではなくて、一緒になって授業をつくっていくとか、先ほど井口委員から紹介があったように、デジタルアーカイブに子どもたちの作品を載せていくということが、今後につながるとも大事な取組になるのだと思います。子どもたちにとっても、自分たちの調べたことがアーカイブされていくことが、何か自分たちが主人公になって地域や歴史をこれからつくっていくんだということになるというふうに思いました。今言われている「社会に開かれた教育課程」としての大事な取組にもなりますので、ぜひそういうことも計画に肉づけをしていったほうがいいのではないかというふうに思いました。

【中村議長】 ありがとうございます。地域総がかりというところで、もっと日頃から関わってってもらえばすごくいいかなと思いますけれども。今日は、学校の先生である岩木先生がいらしていますが、何かございますか。

【岩木委員】 高校というと、小学校や中学校とは少し違うと思いますけれども、今、丹間委員が仰ったようなことというのは、すごく大事だと思っています。広島の女学校の例もありましたけれども、今、高校のほうは、地域学習というと、どんどん地域の中に入って行って、そこでいろいろな活動しながら、またそれを市のほうに提言したりしながら進めるという形の学習をしています。

例えば、去年、生涯学習部に関連するところだと、図書館を若い人が使うことが少ないということで、子どもたちがアプリで操作して使える、バーチャルの図書館みたいなものを作って生涯学習推進課のほうに提案させていただいたということもありました。

また、地域教育推進課の方ですと、寺子屋で若い人が小さい子を教えるということが少ないということで、自分たちで寺子屋を運営させてもらったということもありました。

文化財の活用ということでいうと、例えば二ヶ領用水のところでもありましたけど、こういうような文化財があって、地域の中でどういう歴史があるのかということも投げてもらえれば、恐らく子どもたちのほうでいろいろ考えながら、デジタルのことも子どもたちはすごく強いので、新たな提案ができるのではないかなというふうに思いながら、聞いていました。ですので、出前授業だとかそういうことではなくて、先ほども丹間委員が仰ったように、市役所のほうであるとか、教育委員会のほうで学校と一緒にいろいろなものをつくっていくというような形でやっていただけると、かなり活用できるのではないかなというふうに思いました。

【中村議長】 いろいろ御意見をいただきましたけども、そろそろ時間が近づいてきました。ほかに何かございますか。

【井口委員】 皆さんがおっしゃっていましたが、繰り返しの繰り返しになってしまうかもしれませんが、実際Re:Earthを使って、昨年度私が取り組んだ取組として、都市計画課さんが、紙媒体でしか保管をしていないカーブミラーの位置情報とかをデジタル化する際に、作業をRe:Earth上で市民のシングルマザーの方にお仕事としてやってもらうという取組とかをさせていただいたことがあります。

先ほど、まずデータベース化していかなければいけないという話があったと思いますが、データ化する作業は、実は市民の方のほうがさくさくとできてしまうこともあると思いますし、データを活用するというだけであれば、もう正直、住所がCSVで並んでいるだけのものさえ公開しておけば、あとは、もう技術力があれば誰でも活用できると思います。また、先ほどCGの話もありましたけど、例えばそのCGをつくって、それをどうやって市民の方に見せるのかというときに、3Dのモデルを活用できる形式で公開さえすれば、授業でもとても簡単に、URLが1個さえあれば活用できるみたいな状態にもなると思います。デジタルという文脈だと、実はお金をかけて独自に何かやらなければいけないというよりは、広く公開して活用するという視点さえあれば、つくるところから市民を巻き込んでいくことができる世の中になってきているのかなと思いますので、そういう段階から引き込むというのもありなのかなというふうに思いました。誰がどのタイミングで活用に関わってくるのか、それを誰が考えるのかということが今の計画上あまり分からないなと思いました。誰がどのタイミングで巻き込まれていくのかということがもう少し見えてくるとすごくいいのかなというふうに思いました。以上です。

【中村議長】 デジタル化については、プラットフォームさえつくってしまえば、岩木委員が仰ったように、高校生とかも関われるかもしれないし、地域の方が関われるかもしれないということを踏まえて、検討していただければと思います。

ほかにも何かございましたら、また意見書のほうで出していただきたいと思います。今日のところは取りあえずこれで終わりにしたいと思います。

協議事項はこれで終わりにしまして、その他ですけれども、何かございますか。

< 事務局から市民館条例・図書館設置条例の改正、新しい宮前市民館・図書館、教育文化会館・労働会館の再編整備について、参考資料に基づき説明 >

【中村議長】 ありがとうございます。御説明していただきましたけれども、何かございますか。

【丹間委員】 条例の改正について、前回お願いしました情報提供をしていただきありがとうございました。

関連して一つだけ質問といたしますが、情報提供が可能であれば教えていただきたいことがございます。行政直営であっても指定管理者制度であっても、利用者や市民の方々の声に基づく施設運営を進めていくうえでは、社会教育法に規定された公民館運営審議

会であるとか、図書館法に規定された図書館協議会の役割というのが非常に重要なものだと考えています。

そこで、川崎市の場合には、市民館条例や図書館設置条例にはそれらの審議会、協議会のことが直接規定されていなくて、社会教育委員会議規則の中に専門部会ということが規定されている状況と理解しております。今回、指定管理者制度の導入に当たって、この社会教育委員会議規則、あるいは社会教育委員条例の改正というのは、予定されていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 そちらを変更する予定はないです。

【丹間委員】 ありがとうございます。以上です。

【中村議長】 ほかはよろしいですか。

【奥平委員】 条例のところで2点。有馬・野川の条例の案を出していただいて、これがこのまま入るということですが、第4条の(2)のところに管理経費の縮減を図られるものであるというのを指定管理業者に負わせるということに関しては、行政の方の管理経費ももともと縮減を図ってやっていたはずなので、ここだけ明記されることについて個人的には違和感を感じています。関連してもう一点だけ、先ほど規則から条例に移行するというふうに御説明がありましたけれども、条例に移行される場合は、条例を変える場合には議会の承認が必要になる。規則の場合は議会の承認が必要にならないという理解でよろしいですか。

【山口生涯学習推進課長】 そうですね。条例の場合は、議会に上程して、改正条例案を審議していただく必要があります。規則の場合は、教育委員会の内部決裁で行うような形になります。

【奥平委員】 条例に移行する項目が増えたというか、それに入れたということが、議会のチェックが入るようになるというような理解でよろしいですか。

【山口生涯学習推進課長】 そうですね。そういうコアな部分ですとか、目的、事業、そういった部分についてはやはり条例のほうでしっかり規定すべきだろうということで、この機会に変えていきたいというふうに考えているところです。

【奥平委員】 承知しました。ありがとうございます。

あと、もう一点、後半の宮前の鷺沼の開発のところについての御説明もありがとうございました。鷺沼のほうのスケジュールが変わったことに関しての御説明いただきましたけれども、この準備組合というもののスケジュールを検証していただいて、スケジュー

ールがずれましたというふうになっていまして、かつ、小ホールを移動するとか
というようなことを準備組合のほうから提案されていて、それを市が了承したというか、
そういうような構図に見えましたけれども、準備組合と市の意思決定というのは、どう
いう形でされるものですか。

【柿森生涯学習推進課担当課長】 今の再開発準備組合の話でございますけれども、再開発に
つきましては、再開発準備組合のほうで進めていくということになっておりまして、そ
の中に市民館・図書館ですとか、区役所が入ることになっているところござい
ます。再開発準備組合のほうで流れはある程度決めていただいて報告いただいた中で、
川崎市として、その再開発準備組合の決定ですとかそういう部分がきちんとなされてい
るかという部分を確認した上で進めていくというような形になっているというふうに考
えております。

【奥平委員】 準備組合に市の人は入っていらっしゃらないということですか。

【柿森生涯学習推進課担当課長】 準備組合には入っておりません。

【奥平委員】 純粋に民間の方ですか。

【柿森生涯学習推進課担当課長】 はい、そうですね。

【下田委員】 社会教育委員条例の改正を行わないということになると、現在の図書館専門部
会の役割がかなり重くなるというか、市民の声の反映について、社会教育委員会のチェ
ック機能というか、それも重くなるのかなという気もするのですが、その辺はいかが
なものでしょうか。もう一つは、鷺沼駅前の開発に伴い新しくできる市民館ホールにつ
いて、使うほうの立場からすると、大ホールの規模はどのくらいで小ホールの規模はど
のくらいになるのかは非常に興味があるので、市民のほうからもいろいろな要望が出て、
アンケート等から集計されていたと思いますけど、どのくらいの規模を考えていらっし
やるのかなというのをお聞きしたいなと思います。

【山口生涯学習推進課長】 条例についてですとか規則は、どうしても書きぶりですとか、そ
ういうものが限定的というか、先般もお話ししましたけれども、条例については、ある
程度、型を持って我々としても対応してまいります。

丹間委員や下田委員が御心配されている、市民意見をどう吸い上げるかとか、社会教
育委員会議の専門部会の役割をどうするのかとか、そういったところについては運用の
部分になるので、仕様書やマニュアルづくりも今並行して進めております。そちらにつ
いても併せて煮詰まってまいりましたら、今年度中に社会教育委員会議の方のほうにも
御説明して、御意見を伺いたいというふうに先般申し上げたとおりでございますが、そ
ういった中で制度設計をしっかりしてまいりたいというふうに考えているところでござ

います。

【柿森生涯学習推進課担当課長】 では、2点目の新しい宮前市民館・図書館、ホールについての御質問でございますが、こちらにつきましては、確かにこちらの資料には書いていないですが、令和2年8月に新しい宮前市民館・図書館の基本計画というものを策定しておりまして、大きいホールは大体600人程度で、小さいホールが200人程度のホールを造りますということで、こちらのほうに書いておりますので、それを踏まえまして、今、詳細設計を進めているところでございます。ただ、先ほどの説明にありましたとおり、小ホールにつきましては、北街区のほうで整備するというので、そこが変わったところでございます。

【中村議長】 ありがとうございます。

そろそろお時間なので、今回これで終わりにしたいと思いますけれども、皆さんから御質問とか御感想を寄せていただければ、その他で御説明していただけますので、今後も見守っていただければいいかなと思います。

最後に文化財に関する施設見学について、事務局からお願いいたします。

【事務局】 文化財に関連した施設見学、現場視察ということを計画しておりまして、まだ今日、日にちはお示しできないのですが、8月下旬から9月上旬の中で今、文化財課と調整していきまして、橘樹官衙遺跡であるとか、影向寺であるとか、関連遺跡のほうを回りたいなと思っております。追って、メールで決定事項をお送りしたいと思っております。以上でございます。

【中村議長】 ありがとうございます。

それでは、議事についてはこれで終了したいと思います。事務局にお返しします。

【事務局】 議長、ありがとうございます。また、委員の皆様も長時間にわたりましてどうもありがとうございます。

また、事務連絡等は追ってメールのほうでお知らせしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。